

【団体用】三原市立学校体育施設開放事業 利用に係る留意点

令和 7 年 2 月
三原市教育委員会
教育振興課施設係

1 事業の概要

(1)対象団体

学校体育施設開放事業は、市内に居住し、又は勤務している方で構成し、事業の対象となっている学校体育施設において週1回又は月1回スポーツ等の目的で利用するなど、継続的に学校体育施設を利用するスポーツクラブや同好会等の団体を対象としています。

【注】クラブ等のメンバーから会費等を徴収している団体で、用具代や保険料・使用料など必要経費を除き、団体の代表者(運営者)が収益を得ていると認められる場合は、対象外となります。

(2)利用可能時間

平日は 17 時から 21 時まで(屋内運動場は 21 時 30 分まで)

土・日・祝日・その他休校日は 9 時から 21 時まで(屋内運動場は 21 時 30 分まで)

【注】利用は準備・片付けを含め「予約した時間内」としてください。

(3)使用料

施設自体の使用料はかかりませんが、照明設備を使用する場合は照明使用料をいただきます。
利用可能な学校および照明使用料はホームページ内「[照明使用料一覧](#)」を確認してください。

2 利用団体登録

学校体育施設開放事業の利用には予め団体登録が必要です。令和 7 年 4 月利用分から「三原市電子申請システム」を利用した電子申請により登録を受付けます。(登録証の有効期間:令和 10 年 3 月末)
教育振興課の学校体育施設開放事業ホームページからアクセスし、三原市電子申請システムの利用者登録を行った後、利用団体登録申請を行ってください。

URL:<https://www.city.mihara.hiroshima.jp/site/kyouiku/108680.html>



登録完了後、PDF ファイル形式の団体登録証を発行しますので、スマートフォン等に保存のうえ使用してください。

登録証の有効期間内に団体の代表者が変更となった場合は、改めて利用団体登録申請を行ってください。(登録番号に変更はありません)

また児童・生徒のメンバーが年度ごとに変更となる場合は、団体名簿の再提出をお願いします。

3 利用予約

令和 7 年 4 月利用分から、インターネット予約管理システムに移行します。

団体登録証発行時に、予約管理システムにアクセスする URL をお知らせします。

予約管理システムで予約ができる日は、「予約申請日の 7 日後から 90 日後」です。

予約申請の方法はホームページ内「[施設予約の申請方法](#)」を確認してください。

【注】利用の見込みがない予約を防止するため、予約した内容を団体側で修正・削除することはできません。予約内容に誤りがある場合は、教育振興課施設係(Tel:0848-67-6231)へ連絡してください。近年、登録団体数の増加により、学校によっては利用予約が取り難い状況となっておりますが、予約は先着順です。特定の団体がこれまで同じ曜日・時間に利用していたとしても、優先的に利用することはできませんので、あらかじめご承知おきください。

予約管理システムは、同日同時帯に複数団体が予約を入れることができません。合意のうえ他団体と体育館を半面づつ等利用する場合は、予約しようとする団体が各々の利用目的(スポーツ種目等)、合算した利用人数を記入のうえ、備考欄に「(団体番号・団体名)と半面づつ利用します。(照明使用の場合)照明使用料は(予約した団体名)が責任を持って支払います」と記載してください。

また三原市が委託した「三原市地域スポーツ活動推進事業」実施団体は、予約の際備考欄に認定団体である旨記入のうえ、利用日までに団体認定証を学校へ提示してください。

4 施設利用に伴う暗証番号・照明使用料

インターネット予約管理システムから予約完了後、初めて利用する学校の場合は、利用日の前日までに予約した学校で団体登録証を提示のうえ、体育館スマートロックの暗証番号(一部の体育館・格技場・グラウンド照明設備はキーボックスの暗証番号)の発行・通知を受けてください。

(スマートロックが設置されている扉の場所やキーボックスの設置場所についても、学校から説明を受けてください)

照明設備を使用する場合は、利用日の前日までに予約した学校で団体登録証を提示のうえ、照明使用料の納入通知書の交付を受けてください。

【注】学校での受付時間は、平日の9時から16時までとなっています。

納入通知書用紙は学校に備付けてあり、学校が記入しますので、未記入の用紙を絶対に持ち帰らないでください。

納入通知書の交付を受けた際は、記載内容(団体登録番号・団体名・利用施設名・利用日・利用時間等)が予約内容と相違ないか十分に確認のうえ、必ず利用日の前日までに指定金融期間(郵便局を除く市内銀行・信用金庫・農協等)で納付してください。学校や教育委員会での納付はできません。(1か月分まとめて納入通知書の交付を受ける場合等は、利用初日の前日までに必ず納付してください)

5 施設の利用

(1)スマートロック設置体育館

利用開始日時に、学校から発行された暗証番号を扉のテンキーに入力し、開錠のうえ利用してください。利用後はフロア等を点検のうえ確実に消灯・施錠してください。

【注】利用は予約した時間を厳守してください。

(2)スマートロック未設置体育館・格技場・グラウンド照明操作盤

学校から通知を受けた暗証番号でキーボックスから鍵を取り出し、開錠してください。

利用後は点検のうえ消灯・施錠確認後、鍵をキーボックスに入れ、元の場所へ固定してください。

【注】他団体のスマートロック暗証番号を使用した開錠は、絶対に行わないでください。各団体が開錠したスマートロックの記録は教育委員会で随時確認しています。申請された利用時間と開錠・施錠記録が乖離している場合は、聞き取り等調査させていただきます。

(調査の結果、超過分の照明使用料をいただく場合もあります)

スマートロックの暗証番号を忘れた場合は、団体責任者が学校で団体登録証を提示のうえ、暗証番号の再発行を申し出てください。

屋内体育施設利用中はボール等による設備(壁・窓ガラス・時計や音響設備等)損傷を防ぐため、

必ず防球ネットを張ってください。バレーボール等のネット支柱の設置は、フロアや床金具を痛める恐れがあるため慎重に行ってください。

利用中に設備を損傷した場合は、直ちに学校または教育振興課まで報告してください。
(団体に過失があると認められる場合は、修繕費用を請求させていただきます)

6 利用中止・照明使用料の振替

利用当日にメンバーが集まらなかった、スマートロックやキーボックスの暗証番号を忘れた等、団体都合により中止した場合は、納付した照明使用料は返還や次回の利用に振り替えることはできません。

【注】利用予約後に施設の不具合(スマートロックの故障等により当日開錠できなかった場合を含む)又は学校行事による利用、災害発生等による避難所開設等により中止となった場合は、中止した日の照明使用料を次回以降に振り替えることができます。

(予約管理システムで振替日を予約する際、備考欄に「例:○月○日 避難所開設に伴う振替」等、振り替えた事が分かる内容を入力してください。後日学校から振替分の照明使用料を差引いた納入通知書の交付を受ける場合は、同様の記載があるか確認してください)

令和7年4月から、屋外運動場(グラウンド)に限り、悪天候に伴い団体の判断で利用を中止した場合についても、中止した日の照明使用料を次回以降に振替することができるものとします。